

第 26 回 岩手県景観形成審議会議事録

1 開催日時

令和 2 年 10 月 20 日(火) 13:30～14:20

2 開催場所

盛岡市勤労福祉会館 4 階 401・402 会議室

3 出席者

岩手県景観形成審議会委員（五十音順）

五十嵐 のぶ代委員	及川 昌彦委員
小沢 昌記委員（代理 渡辺 恭志）	勝部 敬次委員
加藤 祐子委員	川村 久子委員
金野 万里委員	熊谷 常正委員
鈴木 重男委員	千葉 一由委員
藤原 智子委員	細越 久美子委員
南 正昭委員	

4 議事

事務局：ただ今より、第 26 回岩手県景観形成審議会を開催いたします。

まず、本日は代理の方も含め、委員 13 名の御出席をいただいておりますので、岩手の景観の保全と創造に関する条例第 28 条第 2 項の規定により、当審議会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお、奥州市長、小沢委員におかれましては、本審議会の委員の代理出席に関する取扱要領に基づき、代理出席の報告をいただいておりますので、お知らせいたします。

続きまして、委員の皆様を名簿順に御紹介いたします。

【名簿に沿って紹介】

続きまして、審議会の事務局を務めます県土整備部都市計画課の職員を紹介いたします。

【事務局員を紹介】

事務局：それでは、開会に当たり、総括課長の八重樫より御挨拶を申し上げます。

【挨拶】

事務局：それでは、本日事務局で用意しました資料の確認をさせていただきます。

【資料確認】

事務局：本日の議事録につきましては、非公開とされている案件を除き、後日、県のホームページで公開することとしておりますので、あらかじめ御了承願います。

本審議会の議事は、岩手の景観の保全と創造に関する条例第27条第2項の規定により、会長が会議の議長を務めることとされておりますので、議事進行は南会長にお願いしたいと存じます。南会長、よろしくお願いいたします。

議長：それでは、委員の皆様には、ご協力の程よろしくお願いいたします。早速議事に入りたいと思います。

議題の（1）諮問事項について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは、「屋外広告物条例及び屋外広告物条例施行規則の一部改正（案）」について説明いたします。

【資料1により説明】

会長：それでは、ただいま御説明がありました内容について、御意見、御質問等ございますでしょうか。

委員：2点ほど確認です。今回修正された内容で、管理義務を負う者の所有者と占有者を前回と比べて今回は除いたということで、民法の関係と条例の関係から御判断されたということでした。先ほどスライドで御説明していただいたのですが、わかりづらかったので、もう一度そこを御説明いただきたいと思います。

あともうひとつ、細かいところですが、点検報告書の添付書類のところ、全景のカラー写真と、その他知事が必要と認める書類ということで、気になるのですが、今日配布いただいた資料1の2ページ「点検について」の⑥添付資料には「全景カラー写真」と記載はありますが、「その他の知事が必要と認める書類」とは特に記載がなかったようですが、これはまた別途、何かをする予定はあるのでしょうか。

事務局：管理義務を負うものの修正に関してですが、理由が二つございます。先ほどもお話をさせていただきましたが、一つ目は、民法717条、土地の工作物等の占有者及び

所有者の責任というものがあり、すでに規定されているものでございます。工作物の設置、又は保存に瑕疵がある場合については、所有者及び占有者について、責任が法で規定されており、今回、改めて県の条例で規定しなくても大丈夫と考えたものでございます。

二つ目については、現行の条例第16条に報告及び立入検査についての項目があり、表示者、設置者、管理者に対して、物件の管理の状況や、その他必要な事項の報告、立入検査を求めることができるとされております。我々がパトロール等により屋外広告物等に不具合があると認めた場合には、表示者、設置者、管理者に対して、報告等を求めることができます。報告の結果、明らかに不具合が確認される場合には、禁止広告物にできるとされているので、実務上も我々が指導対象とするのは、表示者、設置者、管理者とされることから、現行の制度との仕組みの一致を図ったということがあります。

二つ目の質問の知事が必要と認める書類についてですが、漏れてございました。こちらに追加されるということです。失礼いたしました。

委員：まず、感想になりますが、パブリックコメントですが、FAX 2名、メール1名、地域説明会で4名、合計7名ということで、多くの県民の皆様の声が反映されているとはいいきれないと思いました。

それと、質問ですが、看板の更新時に不具合があった時に、不許可となるものではないといった文言が先ほどスライドでありましたが、不具合をその後どのように改善するかなどの約束事や、契約をするのでしょうか。そのことを確認させていただきたいです。

事務局：申請前の3か月以内に点検することとしておりますが、予算の関係や、工事の業者が確保できないなど、多様な条件のもと、できない状況も考えられることから、我々が規定します安全点検報告書の備考欄、若しくは自由記載でよろしいのですが、いつまでに改善措置を行うなど、改善のための計画等をお示しいただいた上で、更新の許可をしていくというものでございます。

委員：今後点検に当たって、設置している方に費用が発生しますが、表示者、設置者、管理者が支払うことになるのでしょうか。

事務局：費用をだれが負担するかについては、看板を表示するにあたりまして、色々な契約の形態があると思いますので、誰が負担するかについては一概には言えないものでございます。

委員：それでは、県がある程度補助することは一切ないのでしょうか。

事務局：はい。今のところ考えてはおりません。

委員：建築士として、点検する立場になるかと思imasので、建築士の立場からお話します。前回は発言しましたが、点検資格者として建築士が入っておりますが、建築士と言いましても、建物の専門でありまして、屋外広告とは別分野でございます。そこで宮城県ですと、建築士で屋外広告物講習会修了者という条件付きでございますので、できればそうしていただきたかったという思いが、まずございます。従前からだと思いますが、屋外広告物のノウハウがないのに、設置者から頼まれて、安易に点検を行い、問題が起こることも考えられます。今回の改正には間に合わないかもしれませんが、後々、そういったことが常態化しないような措置として、条件付きにするのか、または講習会等を斡旋するのか、そういったところをお答えをいただきたいと思imas。

二つ目です。提出書類ですが、現在のものは点検項目が従前のまま、たいへんアバウトな内容になっていると思imas。様式等も今回の改正内容に合わせ、とても細かくなっていますので、チェックリスト化などをお願いしたいと思imas。

最後に点検費用ですが、建築の方にも点検報告といった制度があり、建物の所有者が年に一回や3年に一回、点検したりしております。それはもちろん所有者の負担になっております。ただ、やはり、タイルとかの外壁も点検項目に入っており、足場を掛ける必要がございます。屋外広告物も点検のための足場が必要になることも多いと思imasので、やはり点検費用だけではなく、足場の費用がかかるとなると、取り敢えず安全点検報告書を出して、いつまでに直しますと記載し、また更新時期がきてというように、次々と先送りされる可能性がありますので、どこかで修繕した内容の確認ということも、いずれ必要になるのかなと考えております。難しいとは思imasが、そういったことも念頭に入れていただきたいと思imas。

事務局：まず、屋外広告物の点検に関して、建築士が直ちには馴染まないと思imasが、私どもとしてはもっとも屋外広告物で注意しなければいけないことは、安全に関するもので、建築士は構造に強いところがありますので、今現在は建築士を有資格者としているところですが、先ほどお話いただいた屋外広告物講習会修了者については今後の参考にさせていただきたいと思imas。

次に、チェックリストといいますか、点検の新しい様式については、漏れの無いように定めさせていただきたいと考えているところでございます。

最後に、足場等で費用がかさむという点ですが、先送りされないように注意することが必要だというお話についても、今後業務を進めるうえでの参考にさせていただき

たいと思います。

委員：先ほどの意見とも関係するのですが、結局、表示者、設置者、管理者に対して、点検者の点検を含めて、管理義務が今回、非常に明確になったことは評価できます。条例ですから、県民にとって遵守することが前提にあり、上位には法律があるのですが、表示者、設置者、管理者に対して、点検の指示があった場合に速やかに遵守する、対応するようところで、先ほどの委員の意見のように、先送りするような姿勢を防止する上からも、改めて書く必要はないのかもしれませんが、遵守義務まで言及するような条例でなくて良いのでしょうかというのが感想です。その辺はどうなのでしょう。

事務局：先ほどの委員の質問については、更新の際のもので、知事の別に定める資料等で、今現在、直さなくてはならないところがあるが、もう少し時間をおいて直したい場合のことだと受け取りました。点検をして直ちに補修することができない、あるいはできる状況ではない場合に、一時的に、こういう計画でいつ頃補修をしますといったことを示していただき、それが緊急的に講じなければいけない状況でなければ、一定期間は更新を認めようと考えているところでございます。その際にどういう計画、どのような方法でといったところの資料の提出を求めて、それで一度認めようと思えますので、それがきちんとなされているかどうかは、計画書を照らし合わせて見て、判断していきたいところでございます。それが、なかなか手が掛からないのであれば、我々も対応を考えていかななくてはならないと考えているところでございます。

委員：許可の更新にあたってすぐに補修できない、一定期間の猶予を与えるというものは、現行の条例第8条での更新に当たっての条件にして、いつまでに必要な補修をすることということが付されるといった意味なののでしょうか。結果それが、定められた条件を満たさない場合は、許可の取消しに移行する流れでお考えなののでしょうか。

事務局：許可に際しての条件に付さざるを得ないと考えております。我々としても全く必要な対応の担保がなされない状態では、許可をできかねるところでございますので、そういったところで安全性を確保してまいりたいと考えております。

会長：よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

御質問がないようでしたら、この諮問事項について原案のとおり、これを認めることとしてよろしいでしょうか。

各委員：(異議なしの声)

会長：それでは原案のとおり、これを認めることといたします。

以上で、本日の審議会の予定している事項は終了となります。

委員の皆様からその他、御発言等何かありませんでしょうか。

短い時間ではありましたが、大変重要な案件にたくさん御意見があったと思います。

本日の審議は以上をもちまして終了となります。ご協力誠にありがとうございました。事務局にお返しいたします。

事務局：南会長ありがとうございました。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございました。以上をもちまして、第26回岩手県景観形成審議会を閉会いたします。